

# 改正教育令期ごころまでの文部省の「専門学校」観

—— 学校体系観との関連で ——

吉 田 昌 弘

## はじめに

教育活動を行う際には、その実践についてのイメージが先行する。そして教育実践は社会の他の教育実践と無縁ではあり得ないから、それらとの関係がそのイメージの中に組み込まれることになる。すなわち、今日においては、「中学校数学」の教員は、教室で「中学校数学」の教育を行うのであり、たとえ他種の教育活動との関係について、本人が主観的には意識しない場合があったとしても、法令等の範囲で教育を行ってればその関係は一応保障される。法令上教育内容に規制がかからない予備校においても、講師は高卒者を対象とした大学入試準備教育を行い、対象が現役生の場合にはそれなりの対処をすることになる。ここに見られるような、個々人の教育実践が他の実践との関係を持たせて意味づけられながら一定の形に固定されてゆくという性質は、「市民社会」における分業という構造からも必然的なのだが、それだけにとどまらず、今日においては法令で規定された教育制度が社会の習俗に深く浸透している。このような法令の規定は、教育内容や方法、時間、設備等多面にわたっているが、それは小学校、中学校といった学校種別ごとに、相互に関係させられながら定められている。このことを見れば、上記の他種の教育との関係やそれと関わっての意味づけという問題が、個々の教育活動のありかたを考える上で、基本的な位置をもつこと、またこの点が今日の教育法令においては最も根本的には学校の類型ないし種別として規定されていることがわかる。

本論文では国家側の意思として、法令や公式の施政方針を扱うが、これらはことばによって、論理的に押し出される意思である。ここで問題にする「専門学校」を含めた学校類型・種別についても、全体としては体系 (system) 的性質を持たされ、また、より特殊的、個別的局面においても、その判断はこ

とばにより、論理的性質を帯びる。本論文では国家の行政上の意思について、とりわけそのような面から、その構成のされかたについて分析してゆく。

明治5年8月の「学制」は、明治政府にとって初の本格的な教育基本法令であり、そこでは教育機関のさまざまな種別が系統的に定められていた。文部省はそれ以前から私立の教育機関の一部についても「国家統制の枠内」におく施策を行っていたから、国家によってそれらの教育機関は、それぞれに「格づけ」<sup>1)</sup>されることとなった。その後明治12年に「教育令」が布告され、学校種別も再度定め直された。その後明治13年4月～6月頃、河野敏謙文部卿の就任、田中不二麻呂大輔の「転出」とも関連した教育政策全般の転換とともに、制定直後の意図とは異なる形で学校種別規定の読み替えが行われ、「各種学校」という種別が発足した。そしてこれによって、小学校—中学校—大学という系列が再確認され、それらの種別の定義が明確化されてゆくとともに、一方で、正規の学校種別に収まらない学校を「各種学校」に一括するという、「学校教育法」公布まで続く国家側の意思が定まった<sup>2)</sup>。

「専門学校」は、明治6年4月の「学制二編」追加においてはじめて学校種別として定められ、「教育令」にも採用された。しかし、このように法令で規定された学校種別であったにも関わらず、本論文で扱う時期においては、「専門学校」の意味をめぐって、朝三暮四的に、また混乱を含みながらいくつかの「専門学校」観が打ち出され、「専門学校」はそれらの合成のような複雑な意味を持たせられた。そして、その意味が一応固まるのは、実に明治36年の「専門学校令」を待たなければならぬ。国家の側の学校体系観がひとつと固まる、その最後の部分が「専門学校」であったと言えるだろう。

本論文は、改正教育令期頃までについて、文部省を中心とする政府が「専門学校」をどのように意味づけようとしていたのか、その点を考察しようとする

るものである。

資料としては、法令のほかに、『文部省日誌』<sup>3)</sup>所収の指令等、所謂『文部省示諭』<sup>4)</sup>、各年の文部省年報などを用いた。

本論文は「専門学校」観を対象としているが、それが含まれている学校体系観も視野に入れる。本論文に関わる先行研究として、一、他の種別の学校の研究において、全体的な学校体系観に迫っているもの、二、専門学校の研究において、当事者の「専門学校」観がどのように明らかにされているか、の二点について見ておきたい。

まず一、について、神辺靖光は、中学校形成史の研究において、幕末～明治初期に西洋の学校制度を翻訳、紹介する中で、伝統的な学校認識とも混淆しながら、西洋諸国でも制度としては確立していなかった「三段階の学校体系」の認識が、「大中小」学の名で成立すること<sup>5)</sup>、また明治7年9月の文部省布達によって、「学制」以後も「私塾」「家塾」と種別されていた教育機関が、「私立学校」とされ<sup>6)</sup>、(したがって)特定の学校種別に種別し直されなければならなかったこと、等を明らかにしている。「専門学校」についてはあまり言及されていないが、学校体系観としても参考になる。

また二、について、天野郁夫の専門学校研究がある。ただ天野自身述べるように、「教育社会学」の立場から、「問題関心は、つねに現代の日本の高等教育にあり、それが抱え、直面している問題のルーツや基本的な構造をさぐるために、歴史をさかのぼる試みをしてきたにすぎない」<sup>7)</sup>という意識においての研究であって、本論文で扱う時期に当事者が「専門学校」をどのように構成していたかという点への関心は強くない。例えば学制期の公私立専門学校について以下のように述べている。

文部省統計にあらわれたこの多数の専門学校を、そのまま直線的に明治三六(一九〇三)年の「専門学校令」以降の専門学校に結びつけて考えることはできない。第一に、この時期の専門学校は、「学制」の「専門学校」関係規定とかかわりなく、「専門一科ノ學術」を授けるほとんどすべての学校をふくんでおり……第二に、そこで実際に行われる教育のレベルによらず、「専門一科ノ學術」を教授するか否かによって範囲を限ったことから、この時期の専門学校の下限

は、中等レベルの実業教育機関から、やがて「各種学校」に類別される諸学校まで、「高尚ナル専門学校ト同視ス可ラ」ざる「粗略卑近ヲ主トスル」学校を、多数含んでいた。因みに、明治一二(一八七九)年現在の一二〇校の公私立専門学校中、教師一人の「私塾」とよぶに相応しい学校が六四校と過半をしめ……しかし制度の生成期に特有のこうした概念と実態の混乱のなかに、われわれは、やがてわが国の高等教育に独自の地位をしめるに至る専門学校の系譜につながる、いくつかの先駆的な、専門教育の萌芽を求めることができる。<sup>8)</sup>

事実に関する問題は措くとしても、ここで言う「概念」の混乱そのものに立ち入ること、またそれに関わって、例えば当時の人々にとって私塾がいかにか大きい存在であったかに視点をあててみることも、また意義のあることだろう。

## 第一章 「学制」下の「専門学校」観

### 第一節 「専門学校」の創定——「大学」と「専門学校」

「専門学校」についての記述に入る前に、まず「専門学」について簡単に述べておきたい。「専門」とは中国の史書で「或る一種の経書を限って研究すること」(『大漢和辞典』)を意味したもののようである。これがどのような形で近代的な学問・教育における「専門学」へと転用されてくるのか、それはまた別に考える必要があるだろうが、ここでは政府の法令に表れる範囲で<sup>9)</sup>以下のことを確認しておきたい。すなわち、とりわけ開成学校・大学南校に関わって、明治はじめの段階で、「専門学」が「普通学」と対立する概念として成立していたこと、法、理、文、医の四科を内包させて考えられていたこと、さらに、「専門学」を修めるためには、その前に「普通学」を修めなければならないという認識が一応固まっていたこと、の3点である。

明治5年8月の「学制」は、「大学」について「高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ」と定めていたが細かい規定はなく、「大学」のプランは未定であったと言ってよいだろう。実際このとき大学は設置されず、南校、大坂開成所、長崎広運館、洋学第一校は中学に引直された。ただし一方で、東校、大坂医学

校、長崎医学校は、各大学区の「医学校」となった<sup>10)</sup>。

翌明治6年4月に至って、文部省は「学制二編」の追加を布達したが、ここで学校種別としての「専門学校」がはじめて創定された<sup>11)</sup>。「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校〔法学校、理学校、諸芸学校等ノ類〕之ヲ汎称シテ専門学校ト云フ」<sup>12)</sup>これが「専門学校」の定義である。「専門学校」のさらに細かい種別としては、「法学校、医学校、理学校、諸芸学校、礦山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獣医学校等」を定めていた。このような「専門学校」についての規定は、欧米諸国より取るべきものを「百般ノ工芸技術及天文窮理医療法律経済等」の「実事」に限定するという方針<sup>13)</sup>にもとづいて、「小・中学校段階における外国人依存政策の否定、それと対照的な『外国人による専門学』教育の重視とその形而下的技術学への限定」<sup>14)</sup>という路線を成文化したものであった。制度の形態としても、「中学」からではなく「外国語学校」の「下等」を経て「専門学校」に入るという系統が定められており、その「専門学校」には「普通」科ならぬ各種類ごとの「予科」が定められていた。このことも上記の方針と関係している。また制度論の上では、「専門学校」はそこで学んだ者が「後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル」ことを「目的」とするもの<sup>15)</sup>であって、「邦語大学校」設立のための手段的な役割という意味づけの<sup>16)</sup>「過渡的性格」<sup>17)</sup>のものとしていたのであった。

この「追加」部分も含めて「学制二編」を定める動きは、文部卿大木喬任を中心とする文部当局者が「学制改正の意図」<sup>18)</sup>を持つに至った故であり、さらにそのような学政全般の方針転換は、「学制」を制定した留守政府の急進的開明政策に対する、岩倉俱視、木戸孝允らの批判の動きとも関連していると言われている<sup>19)</sup>。またこの「専門学校」規定は、現実問題としては、着々と進行していた「文部省と元南校首脳部とを中心とする専門大学校建設の計画」<sup>20)</sup>すなわち南校自身が「専門大学校」になろうとする計画を背後に持つものであった。実際この規定が出た後、第一大学区第一番中学すなわち旧南校は「開成学校」と改称され、明治7年分の文部省年報では、この学校と東京医学校の二校だけが「専門学校」として扱われている<sup>21)</sup>。そしてさらに明治10年には東京医学校と併せて、遂に「大学」の位地を得ることになる<sup>22)</sup>。

## 第二節 公私立教育機関の「格づけ」としての「専門学校」——私塾的教育機関と「専門学校」(1)

主として「大学」について問題にする中で、とりわけ旧南校という個別の官立教育機関を強く念頭において、上述のような意味の学校種別として創定された「専門学校」であった。しかし一旦学校種別として成立すると、全く別の関心から別の意味を読み込まれることになる。

「学制」公布後も、とりわけ私立の教育機関について、寺子屋・私塾的なものはきわめて多数存在したと思われる。これらを含めて、この時期のとりわけ私立の教育機関は、国家の制度にあわせて構想される性格が弱く、これらを国家の制度に合わせてどのように「格づけ」してゆくかが行政実践上の創造的課題となる。そのような寺子屋・私塾的教育機関を予定して、「学制」には、「学校」の外に「小学私塾」「中学私塾」「家塾」という種別も定めていたが、先にも述べたように、明治7年9月文部省達12号<sup>23)</sup>によって、これらも「私立学校」とされることになった。

文部省は、「学制」以来地方から学校等の現況を年一回報告させており、それをもとに文部省年報を作成していた。明治8年分の報告事項と表式は明治8年12月達8号を以て府県に達せられたが、その報告につき、文部省報告課から東京府宛に以下のような文書が出されている。

今般御差出相成候御府明治八年学事年報統計表中、学校ノ数ハ、附録一覽表ニ拠ルニ、師範学校小学校之外、各種之学校都テ専門学校之部ヘ記入相成候儀ト存候。右ハ讀書算術習字之如キ卑近普通学科ノ分ハ小学之部、英仏独学ノ如キ語学ヲ修ムル者ハ外国語学校之部、高尚ナラザルーツ之専門学科等ヲ修ムル者ハ中学之部ヘ記入スル等、定規之通夫々御改正……更ニ御差出可有之……。<sup>24)</sup>

東京府管内には夥しい数の寺子屋・私塾的な教育機関が存在していた。引用文でも寺子屋的・洋学塾的なものに触れているが、またで上がった年報<sup>25)</sup>で「中学校」に種別されている漢学塾が多数ある。東京府は、これらを含めた教育機関を、「師範学校」は除き、東京府の考える「小学校」の基準に該当す

るものがある外は全て「専門学校」に種別したのである。「専門学校」という学校種別が、これらの学校を全て押し込めるような名称として使われ、その意味が読みかえられた、ということである。東京府がこのように考えた理由ははっきりわからない。しかし、でき上がった年報によればこのとき設定された学校種別は「小学」「中学」「師範学校」「外国語学校」「専門学校」の五種で<sup>26)</sup>、そもそも、法令上の学校種別の定義を厳密に適用する限り、これらの寺子屋・私塾的な「学校」を種別するに適当なものが存在しない、という状況であったことは事実だろう。

一方の文部省も、「専門学校」の規定上の意味にこだわる姿勢を見せていない。ただしその中でも、「専門学科等」を修めるものであってもそれが「高尚」でないものは「中学」とすべきとしているから、「専門学校」について「高尚ナル学校」という性格はこの局面でも意識されていた。でき上がった年報で公私立の「専門学校」が登場するのはこの年からである。この年報で、官立の東京開成学校と東京医学校のほか、公私立の6校が「専門学校」に種別されており、その「学科」は農学、法律学、医学、「法律測量」であった。いずれも外国教員は擁していない。尚これらの学校の教員数、生徒数は平均で1.7名、20.7名であった<sup>27)</sup>。

配布した罫表に文部省が「専門学校ノ部」を設けたのは、少なくとも当初は「学制二編」の学校種別に基づいてのことであろう。しかし、私塾的なものを含めたさまざまな教育機関を種別し、位地を与えるという行為にあたって、文部省は、「高尚」な内容を教える学校を他と区別するものとして「専門学校」を転用しているのである。

## 第二章 教育令下の「専門学校」観

### 第一節 田中大輔下の文部省の「専門学校」観 ——私塾的教育機関と「専門学校」(2)

明治12年9月に布告された「教育令」には、「専門学校」について、「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」「専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス」と定められていたが、それ以上の規定はなかった。

この「教育令」施行後、明治13年末頃までの学校種別の基本方針の変化については、筆者が別の機会に『文部省日誌』等の資料を用いて明らかにしてい

る<sup>28)</sup>。この時期文部省の学校種別方針は、明治12年12月中旬ごろに変化があった可能性があり、次いで教育行政全般の方針転換にともなって明治13年3月～4月ごろに大きく転換する。この第一の変化以前の方針は、詳細に展開されるだけの実施過程を持つ時間がなかったこともあって、「専門学校」の意味づけについては不詳であるから、ここでは明治12年12月後半以降について見ることにする。

12月17日付東京府宛指令、12月28日付広島県宛指令を順に見よう。

「第一条 算術ノ一科ノミヲ教へ、又ハ読書習字ヲ兼授シ、又ハ読書と算等ヲ兼授スル学校モ、全ク普通学科中ノ初歩ヲ授クルモノナレハ、小学ノ正格ニ合セスト雖モ亦小学ノ部類ニ付、専門学校ノ部ニ編入候儀ハ不可然候事。/第二条 高等ナル普通学科ヲ授クルモノハ、国語国文ヲ以テスルト外国ノ書籍等ヲ以テスルトニ論ナク、中学校ト称スヘキ儀ト心得ヘシ。且国学支那学及英仏等ノ書籍ヲ用ル学校モ、高等ナル普通学科ノ内ヲ授クルモノナレハ中学ノ正格ニ合セスト雖モ亦中学ノ部類ニ付、悉皆文学専門ノ部ニ編入候儀ハ不可然候事。/第三条 学科ノ深浅高下ヲ問ハス単ニ一科ヲ授クルノ故ヲ以テ悉ク専門学校ニ編入候儀、不可然候事。」<sup>29)</sup>

「第二条 歴史算術習字等ノ一科ノミヲ教授スル学校、普通学科ヲ授クルモノヨリ高尚ナル学術ヲ授クルモノニ候ハ、専門学校ノ部分ト可相心得事。」<sup>30)</sup>

東京府からの伺の第一、二条は、寺子屋・私塾的教育機関について、これまで「変則小学」「変則中学」としてきたが、この度の「教育令」の規定<sup>31)</sup>にしたがって「小学校」「中学校」の基準を厳しくとって、同時にこれらを「教育令」の「専門学校」に種別してよいか、ということ伺出たもの、第三条は、それに伴って、「専門学校」については「其教科ノ深浅高下ヲ問ハス」「其一科ヲ授クルモノハ悉ク」、これに編入してよいかと伺出たものである。

上の二つの指令を見れば、この問題に関わっての文部省の学校種別に関する考え方の一斑として以下に述べるような像が提示できよう。すなわち、①算術、和算、読書、習字を教授する学校でも、普通学科のなかの初歩を授けるものであるならば「小学ノ

部類」である。②国学、「支那学」、英仏等の書籍を用いる学校も「高等ナル普通学科」の内を授けるものであるならば「中学ノ部類」である。③歴史、算術、習字等の一科のみを教授する学校で、普通学科を授けるものよりも高尚な学術を授けるものであれば、「専門学校ノ部分」である。文部省が上の②の方針を示した際の東京府からの伺には、国学、「支那学」、英学仏学独逸学、のそれぞれについて、教授科目として「歴史」が例示されており、またそれぞれの但書に「右ノ内一科或ハ二科ヲ授クルモノアリ」とある。したがって、文部省は「歴史」の一科を授ける学校が「中学ノ部類」に入ることを否定していない。以上を踏まえれば、同じく「算術」「習字」を教授する学校でも、「小学ノ部類」にも「専門学校ノ部分」にも種別され、「歴史」を教授する学校でも、「中学ノ部類」にも「専門学校ノ部分」にも種別される可能性があることになる。また、上の東京府宛指令に見られるように、「教育令」第三条に掲げられたような学科<sup>32)</sup>を具えなくても、「小学ノ部類」「中学ノ部類」とする方針なのである。したがって、これらの「歴史算術習字等」を教授する学校を種別するについて最も重要な基準は、教授内容の「程度」であると言える。そのような「程度」を基準として「小学ノ部類」「中学ノ部類」「専門学校ノ部分」のいわば三階層に種別されるということである。

しかし、明治12年の状況を記した文部省年報<sup>33)</sup>は、必ずしもこの方針をもとにしたものではなかったようである。この年報での「専門学校」の最も多い学科は「医学」次いで「数学」であり、「歴史」や「習字」は含まれていない。府県に罫表を配布して調査を開始する時点と、年報を実際に記述する時点での立場の違いによる可能性もあろう。

またこれとは別に、「教育令」に規定されなかった「外国語学校」が種別として設定されていない一方で、語学の学校が「専門学校」に含まれるようになっている。また、明治11年分で、官立の「外国語学校」は東京外国語学校と大阪英語学校の2校であったが、12年分で前者はそのまま、後者は理学、医学を教授する「大阪専門学校」に改められ、結局この2校が官立「専門学校」になっている。

## 第二節 教育政策の転換と「専門学校」観

明治13年2月、河野敏鎌が文部卿に就任し、3月には田中不二麻呂文部大輔が司法卿に「転出」させら

れた。先行研究はこの時期を、教育政策全般にわたる「干渉主義、統制主義」<sup>34)</sup>「積極督励主義」<sup>35)</sup>への画期としている。その中で学校種別に関しては、「小学校」「中学校」の基準を厳しく規定し直した上で、それに合致しない学校を「各種学校」という学校種別を新設して一括したという変化があった<sup>36)</sup>。先述のいわば三階層の学校体系観は変更されたわけであり、「専門学校」は意味を規定し直される必要がある。これについて、11月8日愛媛県宛の指令に「各種学校ノ内一科ヲ授クル者ト専門一科ノ学校トノ区別ハ予メ其程度ヲ指示シカタク候条、該学校ノ教則ヲ具シ可伺出事。」とある。文部省は、前もってその「程度」を指示するのが難しいから、「専門学校ノ部類」と「各種学校ノ部類」の区別は、個別の学校について文部省自ら判断するという方針を示したのである。ただしこの指令には、一般的に指示ができるようになればそれで種別を行う、という含みも見ることができる。

## 第三章 改正教育令下の「専門学校」観

### ——農商工業教育の振興政策と「専門学校」

#### 第一節 農商工業教育の振興政策と改正教育令の規定

明治13年12月に「教育令」が改正され「農学校」「商業学校」「職工学校」が新定された。これは、文部省原案では「職工学校」だけが新定されることになっていた<sup>37)</sup>。この「職工学校」構想は、明治13年4～5月頃に策定された河野文部卿による基本政策方針である、「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」に表された「職業学校」の構想の流れにあると考えられ<sup>38)</sup>、さらに、土屋忠雄はこの構想が「教学大旨」の内容と照応して考えられるとしている<sup>39)</sup>。

#### 第二節 「専門教育」的「専門学校」観へ

教育令改正以後の、文部省の「専門学校」観の変化を表す資料をいくつか順に追ってゆきたい。

まず、文部省が出版した「教育令」の英訳である。明治12年9月の「教育令」の訳は同年11月に、13年12月改正後の訳は翌年3月に出版されたのだが、ここで「専門学校」の訳語が“the special school”から“the professional school”に変化している。また「専

門一科ノ學術」の訳も“one special branch of study”から“a professional branch of study”へと変化している。さらにこれと同時に、「大学校」の規定の中の「専門諸科」の訳も“special branches of study”から“professional branches of study”に替わっている。文部省は学問習得の分科を意味する「専門」を、職業の「専門」に読み替え、「専門学校」もそれに沿って新たな意味を読み込まれたのである。

明治14年4月、新設の農商務省との間で農商工の学校の管轄問題が生じた<sup>41)</sup>。文部省は四たび太政官に上稟するが、その過程で文部省は、これらが自らの管轄に帰すべき論理を組み立てることになる。そこで文部省が最も強調したのは、「凡ソ教育ノ事タル、幼稚ヨリ成年ニ至リ、高低ノ普通科ヨリ各種ノ専門科ニ至リ、理論ヨリ応用ニ至リ、最モ密接相離ルヘカラサル関係ヲ有スルモノニシテ…」という、各種の教育の関係性であり、それを根拠にして、農商工諸学校を含めた教育の事務が一省の主管にあるべきことを主張した。

明治14年10月、文部省は達を以て局課を改定し、それまでの官立学務局、地方学務局等を廃し、専門学務局、普通学務局等を置いた<sup>42)</sup>。専門学務局は、「大学校、専門学校、農学校、商業学校、職工学校……等、都テ高等教育及特殊教育ニ係ル一切ノ事務ヲ掌理ス」普通学務局は「中学校、小学校、幼稚園……等、都テ普通教育ニ係ル事務ヲ掌理ス」という事務分担であった。このことには二つの意味がある。このような局課構成自体が文部省の学校体系観の一斑を表しているということと、「専門学校」が専門学務局の所掌となったため、いわば専門学務局的な論理が、「専門学校」観の前面として表れてくるようになること、である。とりわけ、局の創設から局長でありつづけた浜尾新の考えが大きな力を持ったのではないかと考えられる。

文部省は、明治15年11月から翌月にかけて、各府県の学務課長等を招集して学事諮問会を開催したが、その席上で、文部省の各局課長あるいは主務吏員が文部省の基本方針を説明した。この内容を記録した文書が、『文部省示諭』である。この内容の目次に「専門教育」の項があり、その中に小項目として、「専門教育ノ要緊及其施設」「医学校」「薬学校」「農学校」「商業学校」「職工学校」「専門ノ学校ト普通ノ学校トノ関係」がある。この「専門教育」以外の項では上記の諸学校についての説明はあまりないか

ら、この項が専門学務局の担当で、ここで集中して所掌の諸学校について述べているものと思われる。

「専門教育ノ要緊及其施設」では、分業の方法を整えることが一国の文明富強につながるという見方を示し、人はみな「一家ノ業務」があり、どのような「業務」もその助けになる「学業」があり、「一家ノ業務」のもとになる「学業」が「専門教育」であるとして、それが差し迫って必要であることが説かれている。この「専門教育」の項では、「専門教育」の学校一般を「専門ノ学校」と呼んでいる。これは先に述べた“professional school”と共通性のある考え方であり、ここでは「専門」という名称が分業論に組み込まれる形に読まれている。

また、「医学校」以下の小項目に入る直前に「今特ニ医学校以下数種ノ専門学校ニ就キ……下方ニ於テ開示スヘキナリ」とあるから、上記の、「農学校」「商業学校」「職工学校」を含めた諸学校が「専門学校」に入るという用語法が可能であったと見ることができ、この「専門学校」が「専門ノ学校」の論理で以て扱われているのである。尚改正後の「教育令」では、「農学校」以下は「専門学校」とは別の種別として立てられているから、「農学校」以下の扱いについて「専門学校」に両義があり得たことになる<sup>43)</sup>。

「専門ノ学校ト普通ノ学校トノ関係」の項では、普通教育の年限が12年であるとした上で、貧富等によってその年限を短縮しなければならない者もいるから、中小学の全期を履修することができる者もできない者も、学力に相当する「専門ノ学校」に入ることができるようにすべきことを説き、「医学校通則」「薬学校通則」の甲乙種はそのために設けたものでもあること、農商工業学校通則もその趣旨によることを述べている。したがって『文部省示諭』に表れた「専門学校」は、高低さまざまな「程度」の学校を含んだものということになる。

ここに表れた「普通ノ学校」と「専門ノ学校」という論理による学校体系観の背後に、「普通学務局」に対する「専門学務局」の根拠付けの論理を見ることができよう。また、この「専門教育」の項の中では、「専門教育」と「普通教育」との関係連絡等、農商務省との管轄問題で強調した論理と共通性が見られる。遅くとも明治14年前半ごろから行政の実践の中で徐々に練られてきた論理が、ここで全面的に展開されていると見ることができよう。

では、そのような「専門学校」とその他の学校とを種別する基準はどのようなものとされただろうか。個別の学校の判断を通して、文部省は一応の「専門学校」種別基準を持つに至ったようである。文部省は明治14年12月24日、達第36号を以て、府県へ明治14年分の学事年報罫表を配布した。その罫表の内、「管内専門学校種別表」の欄外に「本表ニハ法律、化学、土木工学、機械工学、建築学、医学、航海学、数学（学科程度中学科以上ノモノ）画学（同上）及外国語学（単ニ外国語ヲ教フルヲ以テ本旨トナスモノ）等ヲ記入ス可シ」とあり、「管内各種学校種別表」の欄外に「本表ニハ外国語学（外国語学ヲ教フレトモ其程度卑キモノ及洋籍ヲ用フレトモ専ラ語学ヲ主眼トセサルモノ）記簿、読書、習字、算術、画学（普通ノモノ）等ヲ記入ス可シ」<sup>44)</sup>とある。「専門学校」と「各種学校」の種別基準として、教授学科の種類によって種別する原則をとっており、その中で特定の学科を教えるものについては「程度」等によって分けるよう指示したのであった。

その際、このような種別基準の考え方は、単に「専門学校」と「各種学校」の種別基準を定める、というだけの問題から出てきたのではなかったと思われる。これと同時に配布された罫表のうち、「管内学事統計表」は学校種別ごとの学校数等を記入するものであるが、その欄外に、「中学校師範学校農学校商業学校職工学校欄内ニハ公私立諸学校表ノ計数、……専門学校各種学校欄内ニハ各其種別表ノ計数ヲ記入ス可シ」と注記がある。「公私立諸学校表」は、個々の学校ごとに名称、学科、教員数等を記入する表である。一方「種別表」は、それらの種別の学校を「学科」の種類ごとに分けて、「学科」ごとの合計の学校数等を記入するものである。尚「種別表」があるのは「専門学校」「各種学校」だけであった。ここから確認したいことは、「専門学校」と「各種学校」の「種別表」は、「農学校商業学校職工学校」に該当するものを含めないで記入するように考えられていた、ということである。それを踏まえて、先に挙げた二つの「種別表」欄外の注記を見てほしい。「工学」と呼ぶべき高度な近代的学術が「専門学校」の学科に含まれているだけで、工業関係の技能的内容や、農業・商業関係の学科は含まれていない。すなわち文部省は、上記の各学校相互間の種別を学科の種類によって行う、という一般的方針に至っていたと見ることができる。すなわち、「職工学校」等の特設す

ることを含めた職業的教育振興政策の流れの中で、「専門学校」の種別基準が新たに説明し直されたということである。

以上のように、教授学科の種類を基準に種別をするのが基本であったが、既に見た資料に表れている通り、その考え方でだけ貫徹されていたわけではない。実際に完成した年報<sup>45)</sup>の「専門学校」についての記述<sup>46)</sup>に「府縣ノ各種学校中農商及ヒ工藝ノ学ヲ授クルモノ……アリ。唯其教科ノ完備セサルヤ之ヲ専門学校ト云フヲ得スト雖モ……」とある。

以上要するに、学科の種類によってまず学校をとらえ、農業商業工芸の学校については「教科」が「完備」しているか否かで「農学校」等と「各種学校」を分け、そして「法律、化学、土木工学、機械工学、建築学、医学、航海学」と言い得るものは「専門学校」、「記簿、読書、習字、算術」は「各種学校」、「数学」「画学」「外国語学」は「程度」等によって「専門学校」と「各種学校」を分ける、という、実務の上でこのような意識が組みあがっていたように見えるのである<sup>47)</sup>。

上記の引用文中、「教科ノ完備セサル」とあるのは、「医学校通則」の制定から「商業学校通則」へと向かう流れの中で、これらの学校が具えるべき学科課程を定めてゆこうという志向があったためとも考えられる。しかし、これらの「通則」が出されない分野の学校も「専門学校」は包含していたのであり、「専門学校」は「通則」に適合する学校とは異なる範囲をもつものであった。

## おわりに

「専門学校」という学校種別は、「大学」をめぐる問題の中で「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」という意味のものとして発足した。しかし一旦学校種別として成立すると、私立教育機関の「格づけ」という行政上の関心から、「歴史算術習字」の学校をも含めた「普通学科ヲ授クルモノヨリ高尚ナル」学校という意味にも読み替えられた。そしてさらに職業的教育振興の流れの中で、職業に結びついた教育を意味する「専門教育」の学校の一部という意味を読み込まれ、さらに「学科」の種類を基本として他種の学校との種別を行う考え方が形成されていった。

以上のような「専門学校」の見方は、それぞれの

学校体系観を基盤として、その論理の中に組み込まれる形でその意味を定められていた。すなわち、「学制」の「大中小学」という「三段階の学校体系」に付随する手段的過渡的な学校として、またいわば「程度」による三階層学校体系の最上位の学校種別として、さらに「普通教育」を終えた後、それぞれの「一家ノ業務」のもとになる「学業」を授ける「専門教育」の学校の一部という意味の「専門」学校として、である。

さらに、以上の「専門学校」の見方の違いは、図式的に言えば、「専門学」の学校としての「専門学校」と、「専門教育」の学校としての「専門学校」という違いも含んでいた。中内敏夫は<sup>48)</sup>、法令に使われた「普通学」「普通教育」という用語を、それぞれ、大学教育のための基礎教養、大衆向け初等教育という意味に対応させている。この文字上意味上の違いは、本論文の「専門学」「専門教育」の違いとも関連している。

このような「専門学校」観、学校体系観は、当事者が直面する政治上・政策上の問題に即したものであり、その実践の中で論理性を持った主張として構築されてきたものであった。政府当局者にとって、それらは教育にかかわる国家的必要性にもとづいた論理であったが、それらの違いの根本には、学術や産業といった、学校や教育を問題にする視点の違いがあった。

本論文では、三種の「専門学校」観について、時間の順を追って示したが、しかしこれは時期によって完全に切り替わるというものではなく、課題に伴ってそれぞれが表れてくる性格のものであり、実際の「専門学校」観はより漠とした、それらの性格を複合的に合わせ持った像として描かれていたと見るべきであろう。「専門学校」は、また学校体系は、一つの論理では規定しきれないのである。現に明治14年分の学事年報表でも、「学科」の「程度」が基準に組み込まれており、また数学の学校等が「専門学校」になり得ることも明記している。

また、このような「専門学校」観、学校体系観は、単純に文部省の意思が一般化してゆくというようなものではなかった。明治15年分の文部省年報の「各種学校」の項の中で以下のように述べられている。

……而シテ、其内碩学老儒ノ許多ノ生徒ヲ集メテ頗ル高尚ノ学科ヲ授クルモノアリ、貧儒窮

生ノ賤民子女ヲ募リ僅ニ書算ヲ教フルモノアリ、今概シテ一類ト為スハ稍々妥当ナラサルモノ、如クナレトモ、退キテ其科目ヲ察スレハ、所謂高尚ナルモノモ中学若クハ専門学校ノ資格ヲ有スルモノニ非ラス。之ヲ此種類中卑近ナル学校ノ、末タ小学校ノ資格ヲ具セサルモノニ比スレハ、大同小異アルノミ。<sup>49)</sup>

「碩学老儒」の「高尚」な学校（おそらく漢学塾的な学校が念頭にある）と「貧儒窮生」が「僅ニ書算ヲ教フル」ような学校（寺子屋的な学校が念頭であろう）とを、平らにして「一類ト為ス」のはいづらか妥当でないようだけれども、「科目」を調べれば、「高尚」なもの「中学」「専門学校」の資格を持たない。これを「卑近」な学校で「小学校」の資格を持たないものと比べれば、大きな同一性と小さな差異があるだけである、このように主張している。殊更に言うのは批判を意識してのことであろう。文部省の学校種別では、漢学塾はかつては「中学校」に種別されていたが、この時期の文部省年報ではどんな大先生の漢学塾でも、「中学校」にも「専門学校」にも種別せず、寺子屋と一緒にして「各種学校」に種別する。在来の価値観からすればとても納得できるものではない。文部省は、現に一般に抱かれている在来の価値観に対し、自らの学校体系観すなわち教育活動に関する価値体系を強引に押し出して主張しているのである。このようなことも含めて、学校体系の論理は教育の政治において機能するのである。

「専門学校」の性格付けをめぐる矛盾的性質は、その後も継続し、「専門学校」制度政策の、延いて学校体系観の問題に底流として横たわっていたと思われる。またこの問題は、現実に存在した「専門学校」に種別されるような諸学校を、学校体系の中でどのように位置を与え、価値づけるかという問題でもある。以上のような視点から、近代学校体系観が定まってく過程について問題にし得るであろう。

（この論文は、各種学校研究会での共同研究における成果から発展させたものである。）

## 註

1) 倉沢剛『学制の研究』、1973年、p549。

- 2) 筆者別稿(公開未定)。さしあたり、池田、小野ほか「各種学校の歴史的研究」(2004年日本教育学会大会口頭発表)、『日本近代教育百年史』第三巻、1974年、p1120~1126(山内太郎執筆)、籠谷次郎「明治教育の確立と『私学』」『籠谷次郎日本教育史論集』、1993年、所収(原論文は1979年)。
- 3) 『文部省日誌』については佐藤秀夫「解題——『文部省日誌』に関する研究——」『明治前期文部省刊行誌集成』別巻、1981年を参照。尚、底本としては同『集成』の第2巻第3巻、1981年刊、を用いた。
- 4) 『文部省示諭』の底本は、国立教育研究所第一研究部教育史料調査室『学事諮問会と文部省示諭』、1979年、を用いた。『文部省示諭』については同書解説を参照。
- 5) 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』、1993年、第一章第一節。
- 6) 同上、p279。
- 7) 天野郁夫『旧制専門学校論』1993年、p330。
- 8) 同上『近代日本高等教育研究』、1989年、p57~59。
- 9) 明治2年6月大学校を設立する際の達、明治3年2月大学より伺出「大学規則」「中小学規則」、明治3年閏10月「大学南校規則」。
- 10) 『明治以降教育制度発達史』(以下『発達史』)第一巻、1938年、p548~549。
- 11) それ以前にも、例えば、明治五年一月、文部省が「今般専門学校取設……」と布達したことがあるが、これは南校を母体として個別に設置しようとしたものであり、また翌月には生徒の過少と学力不足を理由に閉校された。
- 12) 『法令全書』以下特に断らない限り法令は同書による。{}内は割注、傍点は引用者による。以下同じ。
- 13) 井上久雄『近代日本教育法の成立』、1969年、p19。
- 14) 寺崎昌男「東京大学創立前後」『東京大学史紀要』第一号、1978年。
- 15) 「学制二編」第190章。
- 16) 谷本宗生「1880年代における『邦語大学校』設立の志向」『関東教育学会紀要』第20号、1993年。
- 17) 寺崎前掲論文。
- 18) 井上前掲書、p17。
- 19) 井上前掲書、p3。
- 20) 寺崎前掲論文。
- 21) 『文部省第二年報』、明治8年12月、p2。
- 22) 『文部省第五年報』、明治11年12月、p18、469。
- 23) 「開学許可ノ儀、是迄家塾ニ限り地方官ニ於テ聞届来候処、自今私立学校開業ハ都テ左ノ書式ノ通り聞届、毎年三月取纏メ可伺出。此旨相達候事。/但、従前私塾家塾ト称呼候者、總テ私立学校ニ候条、此旨可相心得事。……」
- 24) 『明治九年一月起 諸官省住復留 学務課』117号文書。(東京都公文書館蔵608-D3-1)。尚この文書は神辺前掲書p303で紹介されている。
- 25) 『文部省第三年報』、明治10年6月。
- 26) 同前、p593。
- 27) 文部省年報で「専門学校」とされた公私立学校の数は、明治9年分の年報(『文部省第四年報』、明治10年12月)では11校であったが、10年分(『文部省第五年報』、明治11年12月)では52校と急増し、この時に「学科」が農業学、商業学、航海学、数学、画学である公私立学校(この年は計30校)が加わっている。この年報の完成までの間に文部省の「専門学校」観にさらに変化があったものと思われるが、その詳細はわからない。また11年分(『文部省第六年報』、明治13年12月)での公私立専門学校は62校であり、記簿学3校が登場している。尚、官立専門学校は明治9年分までは東京開成学校、東京医学校の2校であるが、10、11年分では存在しない。
- 28) 注2に同じ。
- 29) 『文部省日誌』明治12年24号。
- 30) 同前、明治12年27号。
- 31) 「第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ、其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス。土地ノ情况ニ随ヒテ畷画唱歌体操等ヲ加ヘ、又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ。……」[第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス。]
- 32) 注31を参照。
- 33) 『文部省第七年報』、明治14年11月。
- 34) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』、1962年。
- 35) 倉沢剛『教育令の研究』、1975年。
- 36) 注2に同じ。
- 37) 『公文録』文部省之部明治十三年自九月至十二月。
- 38) 大隈文書A4229「新定教育令ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」、A4222「小学補助金転用之議」を参照。これらの文書の位置づけについては、井上前掲書p223、倉沢『教育令の研究』p291を参照。
- 39) 土屋前掲書、p326。
- 40) The Department of Education, *Japanese Code of Education Promulgated the 29th of the 9th Month of the 12th Year of Meiji*, 1879. The Department of Education, *Japanese Code of Education Promulgated the 29th of the 9th Month of the 12th Year of Meiji Revised the 28th of the 12th Month of the 13th Year of Meiji*, 1881.ともに内閣文庫蔵。

- 41) 以下この問題に関しては、『発達史』第二巻、p464～473、  
『公文録』文部省之部明治十五年自一月至六月を用いた。
- 42) 『発達史』第二巻、p562。
- 43) この問題に関わっては、三好信浩『日本工業教育成立史  
の研究』、1979年、p394等をも参照。
- 44) 『文部省布達全書』明治14年分。
- 45) 『文部省第九年報』、明治16年9月。
- 46) この年報の記述部分では「専門学校」の項で「農学校」  
以下を含めた広義の「専門学校」について記述している。  
「専門学校」の記述中の校数は「明治十四年学事統計表」  
中の上記諸学校の合計数と一致している。
- 47) 明治13年分の年報の「学事統計表」において、「専門学校」  
は官立2校、公私立84校であり、「職工学校」には私立2  
校が種別されていた。官立専門学校は大阪専門学校と東  
京外国語学校、公私立専門学校の「学科」は法律学、医  
学、農学、商業学、航海学、数学、測量学、画学、「文学  
農工化学」であった。翌明治14年分の年報の「学事統計  
表」では、「専門学校」は官立1、公私立72校であり、他  
に公私立「農学校」8、公私立「商業学校」6であった。  
この年報とセットで作られたと思われる『明治十四年学  
校幼稚園書籍館博物館一覧表』によれば、公私立「専門  
学校」は計85校で、1校の誤差があるが「農学校」等を  
含めた一覧が書かれていると考えてよい。この「一覧表」  
によれば、公私立「専門学校」の「学科」は医学、農学、  
商業、画学、法理文、農業、「文、化」、数学、航海、測  
量、理学、法学、建築、経済、薬剤、獣医、「理、化」、  
「法、文、数、英」であった。明治15年分の「学事統計表」  
では、「専門学校」は官立1、公私立70校で、「農学校」  
公私立10校、「商業学校」公私立6校であった。官立「專  
門学校」は東京外国語学校である。「私立専門学校表」に  
よれば、この年の私立「専門学校」の「学科」は農学、  
商業学、法律、理学、医学、獣医学、航海測量、陸地測  
量、数学、画学、建築学、経済学、薬剤学、化学、文法  
学、「法、文、数、英学」であった。
- 48) 中内敏夫『教材と教具の理論』、1978年、p191～。
- 49) 『文部省第十年報』、明治17年7月。